日本経済新聞　2024年（令和6年）4月17日（水曜日）

共同親権法案が衆院通過

「急迫の事情」ガイドライン制定

離婚後の共同親権の導入を柱とする民法などの改正案は16日、衆院本会議で与党などの賛成多数で可決された。今国会で成立し、2026年までに施行される見通しとなった。

与野党の修正協議の結果、衆院法務委員会は12日、子どもと同居するなど一方の親だけで決定できる「急迫の事情」や「日常の行為」について周知するガイドラインを制定するよう、政府に求める付帯決議を採択した。

法務省によると、「急迫の事情」にはドメスティックバイオレンス（DV）からの避難やけがによる緊急手術などが該当するという。一方で慢性的な持病への手術は個別事例ごとに判断すると説明している。

現在の民法では離婚すると父母のどちらか1人だけしか親権者にはなれない。共同親権が導入されれば、父母が協議して双方が親権者となるか一方のみとするか決められるようになる。

野田聖子氏造反

自民党の野田聖子元総務相は16日、民法改正案の衆院本会議の起立採決で党の賛成方針に従わず、造反した。採決時に着席したままだった。改正案は離婚後の共同親権を導入する内容だ。